

みやき町浄化槽整備推進事業に関する
募集要項（案）



平成 27 年 7 月 1 日
みやき町

《目次》

I 本募集要項の趣旨	1
II 事業の概要	2
1 事業内容に関する事項.....	2
III 応募者の資格要件	4
1 参加資格要件.....	4
2 募集及び選定のスケジュール.....	6
3 参加資格の審査・確認.....	7
4 募集要項等に関する説明会.....	8
5 募集要項に関する質問.....	8
6 提案書に記入する金額.....	9
7 募集予定価格.....	9
8 提案書の受付.....	10
9 開札.....	10
10 その他応募に関する留意事項.....	10
IV 提案書の審査	11
1 審査委員会等の設置.....	11
2 ヒアリングの実施.....	11
3 事業予定者の選定.....	11
4 審査結果の通知.....	12
5 優先交渉権者を選定しない場合.....	12
V 契約の手順	12
VI 事業実施に関する事項	13

I. 本募集要項の趣旨

みやき町（以下「町」という。）は、みやき町浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施することとした。平成27年2月6日、PFI法第5条第3項の規定に基づき、「みやき町浄化槽整備推進事業に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

町は、実施方針に基づき本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条の規定により、平成27年6月8日、本事業を特定事業として選定し、その旨を公表したところである。

本募集要項は、町が本事業を実施する民間事業者を募集及び選定するにあたり、事業者として本事業に参加しようとする者に交付するものである。

応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類を提出するものとする。

<用語の定義>

- ・ 応募者：事業契約に定められるいずれかの業務を担う出資を前提とした構成企業と出資をしない協力企業とから成り、事業へ参画することを目的とした連合体をいう。
- ・ 事業者：本事業を実施する民間事業者。
- ・ 構成企業：特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務を受託する者。
- ・ 協力企業：構成企業より業務を受託する者。

・ 別添資料1「みやき町浄化槽整備推進事業 様式集」

（以下「様式集」という）

・ 別添資料2「みやき町浄化槽整備推進事業 要求水準書（案）」

（以下「要求水準書（案）」という）

・ 別添資料3「みやき町浄化槽整備推進事業 優先交渉権者決定基準（案）」

（以下「優先交渉権者決定基準（案）」という）

・ 別添資料4「みやき町浄化槽整備推進事業 基本協定書（案）」

（以下「基本協定書（案）」という）

・ 別添資料5「みやき町浄化槽整備推進事業 事業契約書（案）」

（以下「事業契約書（案）」という）

※発注書類間で、齟齬・矛盾がある場合は、事業契約書（案）・本募集要項（案）・要求水準書（案）質疑応答・要求水準書（案）の順に高位とすることを原則とする。

II. 事業の概要

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

みやき町浄化槽整備推進事業

(2) 事業の目的

町は、平成28年4月から本事業として、公共下水道事業全体計画区域及び農業集落排水事業指定区域を除く区域（以下「浄化槽整備区域」という。）に、浄化槽を整備することとした。

本事業は、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務、設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務（汚泥清掃・収集運搬業務を除く。以下同じ。）を町の財政負担の軽減を図りながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア. 事業の内容

- ① 本事業における浄化槽整備区域内において、50人槽以下の浄化槽について、概ね1,500基の設置を実施。
- ② 本事業は、SPCが設置した浄化槽を、完了検査後直ちに町に所有権を移し、町が所有するBTO方式により実施する。
- ③ 本事業で設置された浄化槽及び町が寄附を受けた浄化槽の維持管理及び軽微な補修の実施。

イ. 事業期間等

- ① 浄化槽整備事業期間は事業契約成立後から平成38年5月までとする。
ただし、設置工事期間は、平成28年4月から平成38年2月迄に完了するものとする。
- ② 維持管理及び軽微な補修事業期間（以下「維持管理期間」という）は平成28年4月から平成38年3月までとする。
- ③ 維持管理期間終了後の維持管理及び軽微な補修事業は、本事業とは別の事業として実施する。

ウ. 事業の実施方法

- ① SPCは、地域住民に対してPFI方式による浄化槽整備事業についての広報及び啓発を行う。
- ② 浄化槽の設置を希望する者は、SPCを経由して町長に対して設置申請書を提出する。
- ③ 町長が設置申請書を受理・承認した場合は、当該設置を希望する者（以下「設置申請者」という。）及びSPCにその旨を通知する。

- ④ S P Cは、速やかに設置申請者と工事内容を協議して設置工事計画書を作成した後、設置申請者の承認を得る。
- ⑤ 設置申請者は、浄化槽の設置に必要な用地について、町と無償賃貸借契約を締結する。
- ⑥ 設置申請者は、浄化槽設置工事着手までに、町の条例に定める浄化槽設置分担金を町に納付する。
- ⑦ S P Cは、町が提示した基本仕様に基づいて浄化槽の設置工事を自らの責任により実施する。
- ⑧ 完成した浄化槽は、町の完了検査を受けなければならない。また、完成した浄化槽は、設置申請者が所有する部分を除き、町が所有する。
- ⑨ S P Cは設置または管理する浄化槽について、設備及び管理状況に関する台帳を調製し、町と共有する。
- ⑩ 町は、S P Cに維持管理業務を委託する。維持管理業務の内容は、保守点検及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に基づく検査並びに軽微な補修とする。
- ⑪ 町は、事業開始後、完成した浄化槽はすみやかに必要な手続きを経て町に所有権を移転し、当該年度予算の範囲内で翌年5月末迄に対価の支払いを実施する。
- ⑫ 町は、交付金、起債及び浄化槽設置分担金等を財源として、⑪の対価の支払いを実施する。
- ⑬ 設置申請者は、完成した浄化槽の使用に対して、町の条例に定める浄化槽使用料を町に支払う。
- ⑭ 町は、浄化槽整備区域内において、個人が既に設置した浄化槽の寄附を受け、町の浄化槽として管理することができる。この場合、当該浄化槽に係る維持管理業務をS P Cに委託する。
- ⑮ ⑦の設置工事に係る費用のうち、町による買取事業の対象外の費用については、設置申請者の負担とする。

（４）支払いに関する事項

町のS P Cに対する支払は、S P Cが実施する本事業における浄化槽設置業務・運営業務に係る対価と浄化槽の維持管理業務に係る対価とする。

町は、浄化槽設置業務・運営業務に係る対価については、完成した浄化槽をすみやかに必要な手続きを経て町に所有権を移転し、事業期間中、毎年度3月末までに完工予定の基数に対し、S P Cに対し、当該年度予算の範囲内で翌年5月末迄に対価を支払うものとする。但し、平成37年度は2月までに設置工事を完了するものとする。

また、本事業の維持管理業務に係るサービス対価について、町は、事業契約期間中に、S P Cに対し、四半期毎の実施報告を受け、年4回支払うものとする。（7月・10月・1月・4月）

Ⅲ. 応募者の資格要件

1. 参加資格要件

SPCは、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、本募集においては、浄化槽関係者にとどまらず、他分野からの新規参加者を広く求めるものとする。

応募者は単独の民間企業又は民間企業グループとし、民間企業グループの場合はグループ構成企業のそれぞれが、次の参加資格要件を満たすものとする。

提案書の提出はこの参加資格要件を満たされたもののみとする。

(1) 組織形態

ア. 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループとする。

イ. 応募者は、みやき町入札参加資格登録の工事種別において「土木工事」、「建築工事」、「管工事」のいずれかで登録しているものを含むグループもしくは、1社とする。

ウ. 応募者のいずれかが、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年佐賀県条例第22号）第3条第1項に規定する浄化槽保守点検業の登録を受けていること。但し、応募時点で当該資格を取得していない場合は、提案書において事業の実施までにSPC又は構成企業が当該資格等を確保して当該業務を遂行する能力があることを説明すること。

エ. 応募者は、町から本事業の事業者として選定された場合、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に先立ち、SPCを株式会社としてみやき町内に設立しなければならない。

オ. 民間企業グループの場合は、その中の1社を代表企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。

ア. みやき町内に本社、支社及び営業所をおく企業を少なくとも1社以上を構成企業に加えるよう努力すること。

イ. 応募者の構成企業・協力企業は、本事業に応募する他の民間企業グループの構成企業・協力企業としての重複参加は認めない。

ウ. 応募者の構成企業の変更は認めない。ただし特別な事由があると町が認定した場合にはこの限りではない。

エ. 応募者の構成企業以外の民間企業で、PFI事業開始後、SPCから業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。

オ. 町と本事業に関するアドバイザー業務を締結した企業、及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者の構成企業として参加していないこと。

※みやき町に本店・本社・主要な営業所（支店等）を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。加点方法は、優先交渉権者決定基準に示す。

（3）欠格条項

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

なお、資格要件確認のため、鳥栖警察署に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成17年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（再生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ④ みやき町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領による指名停止の期間中である者。
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
- ⑥ 直前2年間の法人税、消費税又は法人住民税を滞納している者。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑧ 町が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。※（注）参照

- ⑨ 町が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託している事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(町は、NPO 法人 全国地域 P F I 協会 に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。)

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員・理事を兼ねる者をいう。(以下同様とする。)

(4) 業務執行能力及び財務能力

- ア. 本事業を P F I 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- イ. 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

2. 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は本募集要項によるものとし、その実施スケジュール(予定含む)は次のとおりとする。

事項	時期
事業者募集要項等の公表	平成 2 7 年 7 月 1 日 (水)
募集要項等に関する説明会	平成 2 7 年 7 月 1 0 日 (金)
募集要項等に関する質問の受付	平成 2 7 年 7 月 2 2 日 (水)
募集要項等に関する質問の回答及び公表	平成 2 7 年 8 月 3 日 (月)
参加申込書の提出期限	平成 2 7 年 8 月 1 9 日 (水)
参加資格審査及び資格確認通知書の通知	平成 2 7 年 9 月 1 日 (火)
提案書の提出期限	平成 2 7 年 9 月 3 0 日 (水)
優先交渉権者の決定及び公表	平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日 (木)
本事業の基本協定の締結	平成 2 7 年 1 1 月
本事業の仮契約締結	平成 2 7 年 1 1 月
本事業の契約に関する議案提出	平成 2 7 年 1 2 月議会

3. 参加資格の審査・確認

(1) 参加申込書の提出

応募者は、代表企業によって、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

・提出書類:

- ① 応募表明書（様式2-1）
- ② 応募資格審査申請書（様式2-2）
- ③ 応募グループ構成企業・協力企業一覧表（様式2-3）
- ④ 添付書類（様式集【様式2-4】から【様式2-7】までを参照のこと。）
- ⑤ 印鑑証明書
※使用印鑑が実印と異なる場合は「使用印鑑届」の提出が必要
- ⑥ 法人税等納税証明書（地方税に係るものを含む）
・法人税（又は所得税）、消費税及び地方消費税
→所管する税務署発行（法人：その3の3、個人：その3の2）
- ⑦ 法人登記簿謄本
- ⑧ 直近2営業年度における構成企業の決算状況（損益計算書、貸借対照表等）

・提出方法：持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。

・受付日時：平成27年8月17日（月）から平成27年8月19日（水）までの午前9時から午後12時まで及び午後1時から午後5時まで（土日を除く）。

・受付場所：みやき町役場 三根庁舎1階 事業部下水道課

(2) 参加申込書提出後の辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式5-2）を平成27年8月末日までに、みやき町役場 事業部下水道課まで持参又は郵送により提出すること。（参加辞退によって、今後、町の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。）

(3) 参加資格の審査結果及び提案応募番号の通知

参加資格審査の結果については、平成27年9月1日（火）に、みやき町ホームページにおいて公表する。また、当該資格があると認めた者に対して、応募に当たり必要となる提案応募番号は募集参加資格通知書を以て電子メールにより通知し、提案書の提出を依頼したものとする。また、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して電子メールにて通知する。

なお、電話又は来庁による問い合わせには回答しないものとする。

(4) 参加資格に関する説明要求

参加資格を「有しない」とされた応募者は、町に対して書面により説明を求めることができる。

ア. 書面の提出期限：平成27年9月4日（金）午後5時まで

イ. 書面の提出場所：みやき町役場 三根庁舎1階 事業部下水道課

ウ. 書面の提出方法：「応募資格がないと認めた理由の説明要求書」（様式集【様式2-5】）に記入の上、持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。

(5) その他

参加資格の確認は、参加申込書の提出日現在で行う。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記の参加資格要件を欠くこととなった場合は、その時点で失格とする。

4. 募集要項等に関する説明会

(1) 募集公告

募集公告、募集要項等については平成27年7月1日（水）とし、本町のホームページにおいて公表する。

(2) 説明会

町は、募集要項に関する説明会を次のとおり開催する。

- ・開催日時：平成27年7月10日（金）14：00
- ・開催場所：みやき町役場 三根庁舎 2階 大会議室
- ・申込方法：「募集要項説明会参加申込書」（様式集【様式1-1】）の書式により
電子メールでのファイル添付にて送付すること。なお、電子メールは「PFI説明会」の件名で送付すること。
- ・申込日時：平成27年7月8日（水）午後5時まで
- ・e-mail：みやき町役場 事業部下水道課 gesuidou@town.miyaki.lg.jp
- ・説明資料：参加にあたっては、町のホームページより、募集要項（案）等をダウンロードして持参すること。

5. 募集要項に関する質問

本募集要項の内容等に関して質問がある場合、下記によって受け付ける。

- (1) 受付日時：平成27年7月10日（金）～平成27年7月22日（水）午後5時まで。

- (2) 受付方法：募集要項に関する質問書（様式集【様式1-2】）に記入の上、電子メールで添付ファイルにより提出すること。これ以外（電話、口頭、郵便、持参等）による質問は受け付けない。

E-mail：gesuidou@town.miyaki.lg.jp

- (3) 回答方法：平成27年8月3日（月）にみやき町ホームページにおいて回答する。なお、電話及び口頭での個別対応はしない。また不当に混乱を招くことが予測されると判断された事項については回答しない。

6. 提案書に記入する金額

- (1) 本事業に係る提案書

優先交渉権者決定に当たっては、提案書（様式集【様式3-1】）に記入された金額をもって審査の価格とする。提案書には、下記の金額を記載すること。

ア. 提案金額：下記項目①～④の合計

- ① 浄化槽設置事業費
- ② 浄化槽維持管理費
- ③ S P C 運営費
- ④ 浄化槽設置事業費の割賦支払により生じる割賦手数料

7. 募集予定価格

- (1) 本事業の募集予定価格は、本事業への参加表明を行った者が複数の場合には公表し、1者の場合には非公表とする。

なお、募集予定価格は、事業期間にわたって町がS P Cに支払う浄化槽設置費の対価及びS P Cの運營業務の対価、割賦手数料、浄化槽維持管理業務、並びにその各金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を単純に合計した金額（総額）であり、以下のものが含まれる。

なお、事業契約書（案）に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

A. 浄化槽設置業務・運營業務の対価

- ① 浄化槽設置費並びにその消費税及び地方消費税
- ② S P C 運営費等並びにその消費税及び地方消費税
- ③ 割賦手数料

提案に際し割賦手数料計算に使用する金利は、下記の通りとする。

「平成27年9月1日午前10時に公表される東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレート」

- ④ 毎年度支払い時の割賦手数料計算に使用する金利は、下記の通りとする。
「事業期間中、各事業年度開始日2営業日前、午前10時に公表される東京スワップ・レファレンスレート (T.S.R) としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBOR ベース18ヶ月物 (円/円) 金利スワップレート」

B. 浄化槽維持管理費の対価

- ① 浄化槽維持管理費並びにその消費税及び地方消費税
② 事業期間中、四半期毎の実施報告を受け、年4回支払う。

8. 提案書の受付

提出方法は募集参加適格通知書を持参のうえ、募集に参加し、募集提案書を以下の要領にて提出する。尚、応募は応募者の代表企業が行うこと。

- ・受付期間：平成27年9月28日（月）から平成27年9月30日（水）の午前9時から午後12時まで及び午後1時から午後5時までとする。
但し、最終日の9月30日は午後3時までとする。
- ・提出場所：みやき町役場 三根庁舎1階 事業部下水道課
- ・提出部数：正1部 副11部

9. 開札

開札は、応募者の代表企業又はその代理人の立会いの下で行う。

尚、当該開札では、提案価格が予定価格の制限の範囲内であることを確認する。

この際に、提案価格及び予定価格の公表は行わないこととする。

代理人が募集提案書の提出及び開札の立ち会いを行う場合は、「委任状」（様式集【様式5-1】）を持参すること。

- ア 開札日時 平成27年9月30日（水） 午後4時
イ 開札場所 みやき町役場三根庁舎 2階 大会議室

10. その他応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提出書類の提出をもって、本募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
(2) 本募集要項公表後、町が配布する資料は、本募集要項を補完・修正するものである場合には、補完・修正事項が本募集要項よりも優先するものとする。
(3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
(4) 応募のための保証金は免除する。
(5) 応募者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。

- (6) 町は、応募者の承諾を得て、本募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。
- (8) 町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。
- (9) 本募集要項に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合は、直ちに応募者に通知する。
- (10) 参加資格を有すると確認された応募者に対し、必要に応じて別途ヒアリングを設ける場合がある。
- (11) 原則として、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用すること。
- (12) 町が応募者に要求する提案書は、別添資料1 募集要項（案）様式集に準じて作成するものとする。

IV. 提案書の審査

1. 審査委員会等の設置

提案書の審査に当たっては、知識経験者等から構成される「みやき町浄化槽整備推進事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会では、委員ならびに委員以外の有識者、専門家の説明または意見を聴いて、提案書の審査をすることができる。

2. ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、応募者にヒアリング（書類形式を含む。）を行う。尚、その場合の詳細な日程等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

3. 事業予定者の選定

- (1) 町長は、審査委員会の審査を参考に、応募者に順位を付して選定し、第1順位の応募者を優先交渉権者、第2順位の応募者を次点交渉権者とする。
- (2) 町は、優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該優先交渉権者を本事業の事業予定者とする。
- (3) 優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は、当該次点交渉権者を本事業の事業予定者とする。

- (4) 次点交渉権者との協議が整わなかった場合は、順次、次点以降の交渉権者と協議を行うが、第3位までの交渉とし、事業者選定手続きをやり直すものとする。
- (5) 締切りまでに提案書を提出しなかった応募者及び「Ⅲ-1 参加資格要件」を満たしていない応募者は失格とする。

4. 審査結果の通知

審査の結果は、応募者に文書で通知する。また、町のホームページ上においても公表する。

5. 優先交渉権者を選定しない場合

町は、民間事業者の募集、募集提案の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者においても町の財政負担の軽減の達成が見込めない、すべての提案の水準に達していない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

V. 契約の手順

町と事業予定者は、次の手順で、事業契約を締結するものとする。また、開札後の契約手続きにおいて、募集条件の重要な変更は行わないこととする。

(1) 契約締結に向けての協定

事業予定者の選定後、契約協議を踏まえ、事業予定者（企業グループの場合は、代表企業）と町の間で、契約締結に向けての協定を締結する。（別添資料4 基本協定書（案））

この協定は、事業契約の締結に向け、事業予定者がSPCを設立すること、町は事業予定者と契約仕様についてその内容を協議すること、事業予定者と町の双方が契約締結に向け誠意を持って協力していくことを確認する旨の内容とする。

(2) 特別目的会社の設立

事業予定者は、上記協定の締結後、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを事業仮契約調印までに本町内に設立するものとする。SPCは本事業以外の一切の事業が出来ないことを、定款等により明らかにすること。

(3) 仮契約

事業予定者によるSPC設立後、町はSPCと合意された事業内容及び仕様に基づいた仮契約を締結する。仮契約は町議会の議決に付される。

(4) 本契約（事業契約）

仮契約議案が町議会の議決を得た後、その旨を契約の相手方に通知したとき本契約は成立する。尚、事業契約締結にかかるSPCの弁護士費用、印紙代等は、SPCの負担とする。

(5) 事業計画書

事業予定者は、契約締結後直ちに、本事業の業務実施に関する事業計画書を作成し、町の承認後、事業に着手する。

(6) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、町が住民サービス向上に資すること、よりよい事業遂行に資すること、町の財政負担の軽減に資すること等、変更が事業の向上に効果があると認めた場合以外、SPCの提案価格及び提案書の内容並びに募集要項等に示した契約条件について、変更できないことに留意する。

(7) 契約締結まで至らなかった場合

優先交渉権者となった応募者が契約を締結しない場合、町は優先交渉権者となった応募者を除く応募者のうち、優先交渉権者決定基準に基づく総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約）。

VI. 事業実施に関する事項

(1) 履行すべき業務の要求水準

町が事業者に要求する業務水準は、別添資料2 要求水準（案）に記載するとおりである。

概ねこの内容が事業契約書に規定されることとなるため、業務要求水準を満たした内容を提案すること。

(2) S P Cの権利義務に関する制限

① S P Cの事業契約上の地位の譲渡等

町の事前の書面による承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

② S P Cの株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため、設置されたS P Cに出資を行った者は、本事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。ただし、本事業に必要な資金を融資する融資機関が担保権を設定する場合は、除くものとする。

③ 債権の譲渡・質権設定及び債権の担保提供

S P Cが、町に対して有する本事業の建設・施工及び維持管理業務の提供に係る債権の譲渡、質権の設定及びこれの担保提供は、町の事前の書面による承認がなければ行うことができないものとする。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

S P Cが本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、町はS P Cと協議するものとする。

② 財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援をS P Cが受けることができるように協力するものとする。

③ その他支援に関する事項

1) 事業実施に関し、S P Cが必要とする許認可等に関して、町は必要に応じてS P Cに協力するものとする。

2) 法改正等により、その他支援が適用される可能性がある場合には、町は、S P Cと協議を行うものとする。

3) その他の支援に関する事項

・事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行う。

・法改正等により、その他支援が適用される可能性がある場合には、町とS P Cで協議を行う。

(4) 誠実な業務遂行義務

S P Cは、募集提案書及び募集要項等並びに事業契約書（案）に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(5) 事業期間中のS P Cと町との関わり

- 1) 本事業は、S P Cの責任において実施される。また、町は事業契約書（案）に規定する方法により、事業実施状況の確認等を行う。
- 2) 本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性をできる限り確保する目的で、町は、S P Cに対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と直接協定を締結し、当該融資機関（融資団）と協議を行うことができるものとする。
- 3) 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町とS P Cは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的な措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(6) 事業契約に違反した場合等の措置

事業契約締結後、契約に違反したS P C、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは募集等町の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められるS P C又は優先交渉権者となった応募者の構成企業については、みやき町建設・施工等募集参加資格者に係る指名停止措置要領又は業務委託に係る競争募集等参加停止措置要領の規定に基づき、当該事実が判明した時から24月の範囲内において、町が実施する募集への参加が認められなくなる場合がある。

(7) 契約保証金

S P Cは、当該年度に設置予定の浄化槽設置事業費の対価に相当する金額（割賦手数料を除く。）の100分の10以上の額の契約保証金を各年初、可能な限りすみやかに納付しなければならない。ただし、S P Cは、設置工事の履行を確保するため、契約保証金に代わり担保となると町が認めた有価証券等の提供又は、当該年度を期間として、浄化槽設置事業費の対価に相当する金額の100分の10以上について、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結することによってこれに代えることができるものとする。

S P Cは、維持管理期間中、当該年度維持管理対価の年額の100分の10以上の額を各年初、可能な限りすみやかに町に納付しなければならない。

(8) その他

1) 事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

ア S P Cの債務不履行等に起因する場合

S P Cが事業契約書（案）に定める債務を履行しない場合、町は、事業契約書（案）の規定に従いS P Cに是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。S P Cが一定期間内に是正することができなかった場合は、町はサービス対価の減額又は支払停止措置を取ることとし、また、事業契約を解除することができる。

また、S P Cの破産等の場合は、事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

イ 町の責に帰すべき事由に起因する場合

町の責めに帰する事由により事業の継続が困難になった場合は、S P Cは事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

ウ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書（案）に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

(9) 本事業に関する町の担当部署及びアドバイザー業務委託事業者並びにその協力法人

1) 本事業に関する町の担当部署

担当部署名：みやき町 事業部下水道課

担 当：宮原・今井

電 話：0942-96-5535

ファックス：0942-96-5530

電子メールアドレス：gesuidou@town.miyaki.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.town.miyaki.lg.jp/>

2) 本事業に関するアドバイザー業務委託事業者及びその協力法人

アドバイザー業務委託事業者 特定非営利法人 全国地域PFI協会